

各事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症対策  
一般財団法人 山形県バスケットボール協会 U15 委員会  
(2023年5月8日以降版)

## 1 基本的な考え方

(1) マスクの着用 ・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本にします。

※本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人やチームの判断が尊重されるようにご配慮をお願いします。

※レフェリーマスクも同様に競技会として着用を求める場合以外は、個人の判断に委ねるものとします。

・高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨します。

※高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効です。

(2) 手洗い等の手指衛生、換気 ・新型コロナウイルス感染症の特徴をふまえ、基本的感染対策として引き続き有効なため励行をお願いします。

## 2 位置づけ変更後の感染対策の実施の考え方と陽性者・体調不良者の対応について

①競技会等における施設入場時の検温、入り口での消毒液の設置、またアクリル板、ビニールシート等のパーテーション(仕切り)の設置は原則撤廃といたします。

②陽性判定を受けた場合は、発症の翌日から5日間は外出を控え、症状が軽くなってから24時間程度は外出を控えてください。その上で10日間が経過するまではウイルスを排出する可能性があることから、できるだけマスクを着用し、人混みは避け、高齢者等との接触は控えるようにしてください。

③以下いずれかの目安に該当する「体調不良者」は、競技会、練習・試合等への参加を見合わせてください。

(ア) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

(イ) 重症化しやすい方(高齢者や基礎疾患がある人)で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合。

(ウ) 比較的軽い風邪が続く。

※体調不良者は発症から数えて2日および症状消失後より数えて3日間は活動を休み、自宅療養することを推奨します。

### 3 各事業（リーグ戦、選手権、育成練習会）実施又は中止及び参加者の参加条件について

#### （1）事業中止事態

国及びスポーツ庁、JBA、山形県、山形県スポーツ庁、県協会の方針に基づき開催中止の判断が出た場合。

#### （2）チーム出場停止について

①当該チームの学校長が出場を見合わせるように指示した場合。

②チーム内（スタッフ及び選手）に感染者がでて、出場できるメンバーが5人に満たない時。引率者がいない時。

※1チーム内に感染者がでた場合、濃厚接触者にあたり、自宅待機の選手は出場を認めない。

※2濃厚接触者にあたらない場合は出場を認める。

（3）チームスタッフに感染者がでて、有資格者がいない場合は、コーチライセンス保持者不在届（別紙ホームページに掲載）を提出すること。

帯同審判がいなくなった場合、基本当該チームで対応すること。

（対応が難しい時は、U15委員会審判委員長に相談する）

### 4 対応

（1）の場合、緊急事態宣言の解除並びに、イベント活動、中学校部活動の対外試合が可能になったら、活動を再開する。

（2）の場合、複数チームが欠場となった場合開催延期できるか判断し、延期して実施可能な場合は実施する。

延期しての開催が不可能な場合はその会場のリーグのチームの上位リーグ戦の参加を認めないまたは今年度の事業を中止する。

（3）の場合、家族内、学校内で感染者がでた場合、濃厚接触者に該当する可能性が高いと判断される場合はその選手は欠場すること。

濃厚接触者にあたらない場合は出場を認める。

### 5 保護者及び協会関係者の入場について

（1）協会関係者及び保護者の入場は各感染症の拡大状況から各会場の判断とする。（各会場の使用上の注意に記載する）

### 6 新型コロナウイルス感染及びインフルエンザ拡大防止対策

（1）タオル・飲料水は個人のものを使用する。（チーム共有のものは使わない）

（2）事業開催後、新型コロナウイルス感染者及びインフルエンザ感染者が出た場合、U15委員長、各会場にきていたチーム責任者に連絡し、チーム責任者は濃厚接触している該当者に連絡する。